



平成30年12月14日

各 位

三重県四日市市日永二丁目3番3号  
会社名 アップルインターナショナル株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 久保 和喜  
(コード番号: 2788 東証二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 清水 茂記  
TEL (059) 347-3515

## (経過報告) マレーシア国における車両販売訴訟の 判決確定に関するお知らせ

当社は、平成29年2月17日公表の「平成28年12月通期業績予想の修正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、マレーシア国における車両販売において、同国の関税局に不当に押収された車両96台の解放要求の申し立てならびに損害賠償請求をかねてより進めてまいりましたが、同国上訴裁判所より上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、お知らせいたします。

### 1. 決定のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 上訴裁判所
- (2) 年月日 平成30年12月10日 (決定書受領日: 平成30年12月10日)

### 2. 決定に至るまでの経緯

当社は、マレーシア国における車両販売において、同国の関税局に不当に押収された車両96台の解放要求の申し立てならびに損害賠償請求をかねてより進めてまいりました。平成28年12月に同国における高等裁判所より当社の主張が認められ、損害賠償金の入金により特別利益約2.7億円を計上する予定でありましたが、その後被告側の上告申し立てが受理され引き続き係争を進めることとなりました。平成29年4月、上訴裁判所より高等裁判所命令は破棄される判決が下されました。当社は、当該判決を不服とし上告受理申立を行ってまいりましたが、上訴裁判所より上告審として受理しない旨の決定がなされ、ことをもって上訴裁判所より平成29年4月に言い渡された控訴審判決が確定いたしました。

### 3. 決定の内容

上訴裁判所の決定内容は以下のとおりです。

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 上告受理申立費用は申立人の負担とする。

### 4. 今後の見通し

当社は、本件に関して解放を要求していた車両96台の在庫金額について、第20期事業年度(平成26年)において費用処理しております。また上告受理申立費用についても軽微のため、当連結会計年度の業績予想の修正はございません。  
また、本件の確定を以て、海外で係争中の裁判はありません。

以上